

日本活断層学会倫理規定

2009年5月21日総会決定

日本活断層学会は、活断層に関する基礎研究、関連分野間の学際連携、研究成果の普及並びにそれらを担う人材の育成を行うことにより、活断層の総合的調査研究を推進し、もってわが国の学術の発展と地震災害の軽減に貢献することを目的としている。

日本活断層学会会員は、学会の目的を達成し、その社会的責任をはたすため、率先してこの倫理規定を遵守しなければならない。

第1条（会員の品位）

会員は、日頃の行動にあたっては、法を遵守するとともに、社会的良識に従って行動し、学会の名誉を傷つけることのないように努める。

第2条（基本的人権の尊重、個人情報保護）

会員は、学会の運営や調査研究にあたっては、基本的人権を尊重するとともに、人種、宗教、思想、性、職業、地位、年齢にとらわれず公平性を確保する。また、プライバシーを尊重し、個人情報保護に努める。

第3条（社会への責任）

会員は、活断層に関する専門知識や経験をもとに、地震災害の軽減に貢献し、もって国民の安全と豊かさの向上を図り、社会、経済の発展に寄与する責務を有することを自覚する。

第4条（知識の研鑽、関連分野との連携）

会員は、活断層に関する専門知識の維持向上に努め、研究の発展に励むとともに、国内外における関連分野との連携、積極的な情報交換に努める。

第5条（成果の公表、社会への還元）

会員は、調査により得た知見や研究の成果を、学術大会、研究集会、学術刊行物、著書などで積極的に公表する。また、啓発活動等を通じて成果の社会への普及に努めるとともに、活断層の調査研究を担う人材の育成に努める。

第6条（不正の防止）

会員は、調査研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において常に科学的な意図と手続きをもって誠実に行動し、研究・調査データのねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないだけでなく、不正行為が起こらない研究環境の整備に努める。また、調査研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

第7条（利益相反）

会員は、自らの行動において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益相反の有無に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

第8条（見解の呈示）

会員は、研究成果の社会還元や専門知識に基づく見解の呈示においては、私益に対して公益を優先させるとともに、個人の見解と組織の見解を峻別するよう努める。

第9条（成果の尊重）

会員は、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重し、中傷、著作権侵害などはいかなる理由があっても行わない。また、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。

第10条（地域への配慮等）

会員は、調査研究の対象をできる限り保存するよう努める。また、地域の法令、慣習を尊重し、地域住民の生活や関係機関の業務をむやみに妨害することのないよう努めるとともに、地域住民の感情に配慮し、誤解を受ける言動をとることのないよう努める。